

# 在宅医療専門医申請者用マニュアル（実践者コース）

はじめに

日本在宅医療連合学会・認定専門医制度では、基本的に在宅研修プログラム修了者に受験資格が与えられます。それと同時に各地域で十分な在宅医療の実践を積んだ会員に、在宅医療認定専門医の受験資格を認めるために、「5年以上の在宅医療（訪問診療）の経験を有するもので、学会が認めたものを、在宅研修プログラムの修了を免除し、認定専門医試験受験資格を認める」コース（以下、実践者コースと呼ぶ）を創設しています。

本試験はプログラム修了者と同じ（5～7月の間）に行う予定です。

## 1 実践者コースの在宅医療専門医試験申請条件

- 1) 医師として5年以上の経験を有していること
- 2) 5年以上の在宅医療（訪問診療）の実績
  - (1) 5年以上の在宅医療（訪問診療）の実績を有し、そのうち3年はもっぱら在宅医療に従事していることを条件とします。“もっぱら”というのは、在宅研修プログラムの研修者と同程度（半日を1単位として、週4単位相当）の訪問診療の実務を行っていることを基準として、専門医委員会で判定します。

参考

3年はもっぱら在宅医療（3年×4単位＝12単位）を満たしている場合、5年で16単位以上  
3年はもっぱら在宅医療（3年×4単位＝12単位）を満たさない場合、20単位以上  
お昼休み、オンコール、当直は単位にはなりません。

（訪問診療の実績について不明の点がある場合は、学会事務局にメールにてお問い合わせください）

- (2) 訪問診療を含む診療実績（過去の訪問診療実績を記載する用紙）を提出します。  
ただし、暫定指導医は、訪問診療実績の記載（「認定専門医資格審査申請書・履歴書」にある「在宅医療（訪問診療）」の経験の記載）は不要です。

## 3) 学会加入

- (1) 認定専門医試験受験申請には、日本在宅医療連合学会の学会加入歴を問いません。  
ただし、専門医試験申請時には学会員である必要があります。また、学会で規定した申請に必要な研修（他施設研修など）を受ける場合は、学会員でなければなりません。

(2) 専門医試験は学会資格ですので、学会員の資格を失ったときは、専門医資格を自動的に喪失します。

## 2 専門医試験について

### 1) 専門医試験の申請について

(1) 実践者コースの申請書類の受付は、申請書のみ1月に行い、ポートフォリオ・症例報告・他施設交流証明書などの資料は3月に受付を行います。

1月に全ての資料を申請いただいても問題ありません。

(2) 申請に必要な書類は、学会ホームページからダウンロードできます。

- ① 認定専門医資格審査申請書・履歴書（1月申請）  
訪問診療実績の記載（暫定指導医は免除）
- ② 医師免許証のコピー（3月提出）
- ③ 宣言書（3月提出）
- ⑤ 他施設交流研修修了証明書2枚（2か所）（原本3月提出）
- ⑥ ポートフォリオ（3月提出）  
ポートフォリオ一覧とポートフォリオ(1テーマA3 1枚)10枚
- ⑦ 症例一覧（60例）（3月提出）

### 2) 一次審査

一次審査は、上記の提出物による書類審査を行います。

### 3) 二次審査

二次審査として、以下の筆記試験とポートフォリオ面接を、5月から7月に実施します。

(1) 筆記試験は、主として多分野の知識を問う多肢選択問題（MCQ）と問題解決のための知識を問う臨床問題からなる筆記試験を行います。筆記試験の準備（知識学習）についても計画的に実施されることをお勧めします。

本試験は、MCQを30題（60点）、臨床記述問題 3題（40点）で作成します。

臨床記述問題のうち、1題は、緩和や認知症などメジャーな分野から出題されます。

(2) ポートフォリオ面接では、作成した10枚のポートフォリオの中から2～3枚を抽出し、複数の面接官と質疑応答を行い、一定の評価基準で評価します。

## 3 ポートフォリオ作成について

1) ポートフォリオについては、必須項目2項目（がんの疼痛緩和と認知症）と、「A分野」「B分野」それぞれから4領域を選択し4領域は重ならないように10枚作成します。

2) 提出用のポートフォリオ作成については、ホームページ「ポートフォリオについて」を参照して下さい。

#### 4 症例一覧（診療記録）について

1) 診療記録は、主治医として診療した60例の診療の一覧を別紙ファイル（ホームページよりダウンロード）に記入して提出します。

2) 症例については、以下の2点が必要です。

(1) ① がんの在宅緩和医療の領域、② 認知症を含む高齢者ケアの領域、③内部障害（神経難病・内部障害・臓器不全）小児若年障害者の3領域をそれぞれ6症例以上を含むこと。

(2) 在宅看取り例6症例を含むこと。

#### 5 他施設交流研修についての手順

1) 他施設交流研修の研修先について

他施設交流研修の研修先は、他施設交流研修先が従来の往診同行プログラム指導施設か否か、研修先の指導責任者が学会員であるか否かを問いません。

ただし、研修受け入れの交渉、連絡調整はそれぞれの責任で行うものとし、基本的に学会として斡旋、紹介は行いません。

2) 他施設交流研修の実施手順

① 2カ所以上の他施設交流研修を行います。一か所の他施設交流研修の最低単位は半日程度とします。

② 他施設交流研修を行う申請者は、自ら研修機関を選定し、研修受け入れの交渉、連絡調整を行います。

③ ホームページから他施設交流研修修了証明書をダウンロードし、それを研修施設に持参し、研修先の指導責任者に記銘、押印を依頼します。

④ 他施設交流研修終了後1か月以内に終了証明書を学会事務局に届け出（コピーをFAXする）を行います。

（研修が研修期間中に行われたことを確認するためですので、必ず行ってください。

研修終了後1か月以内に、事務局に届け出されていない他施設交流研修は研修実績として認められないこともありますので、ご注意ください。）

⑤ 専門医試験書類提出時（3月）に他施設交流研修終了証明書2枚（2施設分）を提出します。